

「あすなろ園ショートステイサービス」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(岡山県指定 第3370201679)

当事業所はご契約者に対して指定短期入所生活介護サービス又は介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目 次◆◇

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 職員の配置状況
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金
5. 苦情の受付について

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 松園福祉会
- (2) 法人所在地 岡山県倉敷市玉島勇崎 1044 番地
- (3) 電話番号 086- 528- 3110
- (4) 代表者氏名 理事長 中 塚 周 一
- (5) 設立年月日 平成 2 年 11 月 27 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所及び介護予防短期入所生活介護事業所
※ 当事業所は特別養護老人ホームあすなろ園に併設されています。
- (2) 事業所の目的 指定短期入所生活介護事業所及び介護予防短期入所生活介護事業所は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、短期入所生活介護サービス又は介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 あすなろ園ショートステイサービス
- (4) 事業所の所在地 岡山県倉敷市玉島勇崎 1044 番地
- (5) 電話番号 086- 528- 3110
- (6) 管理者氏名 園 長 中 塚 裕 之
- (7) 当事業所の運営方針
①認知症、あるいは身体の疾患（寝たきりなど）により家庭における介護を受けることが困難な方に対し、可能な限り自立した生活を送ることができるよう援助・介護させていただきます。また、要介護者の方がショートステイを利用することによって、介護の必要な方を抱えている家族の方に、快い日常生活を送っていただくことを実現していきます。
②要介護状態になるおそれのある方に対して、必要な予防に関する支援をさせていただくことで介護予防を目指します。
- (8) 開設年月日 平成 3 年 11 月 1 日
- (9) 通常の事業の実施地域 倉敷市(玉島地区)および浅口市金光町

- (10) 営業日及び営業時間

営 業 日	年中無休（ただし、日曜日及び 12/31～1/3 は緊急等事情に応じて送迎）
受付時間	月曜日～日曜日 8 時 30 分～17 時 30 分

- (11) 利用定員 専用居室 20 名・特養空きベッド利用 10 名、最高利用定員 30 名

(12) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。居室は個室から4人部屋までありますが、ご利用者の心身の状況や居室の空き状況により決定されることになります。（特別にご希望がございましたら、その旨お申し出下さい。）

◇ 居室の変更：居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

居室・設備の種類	室 数	備考
個室（1人部屋）	11室	畳部屋有り（うち従来型個室6室）
2人部屋	8室	
3人部屋	1室	
4人部屋	25室	畳部屋有り
合 計	45室	※特養・ショートステイを合わせた居室数です。
食堂・機能訓練室	3室	主な設置機器 滑車、歩行訓練バー、電子治療器
浴室	3室	寝台浴・座位浴・一般浴
医務室・静養室	2室	
談話室	2箇所	喫煙所有り
トイレ	5箇所	車椅子対応

※ 上記は、厚生省が定める基準により、必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者（利用者）に特別にご負担いただく必要はありません。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定介護老人福祉施設サービス又は介護予防短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 施設長	1名	1名
2. 生活相談員	2名	2名
3. 介護職員	利用者：介護・看護職員 3：1以上	利用者：介護・看護職員 3：1
4. 看護職員		
5. 介護支援専門員	2名	2名
6. 機能訓練指導員	看護師兼任	1名
7. 医師	1名（嘱託医）	必要数
8. 管理栄養士、栄養士	1名（管栄）、1名（栄）	1名

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 介護職員	早出・日勤・遅出・夜勤（5人体制）
2. 看護職員	早出・日勤・遅出・夜間自宅待機
3. 医師	嘱託医／週2回

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の金額をご契約者（利用者）に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスは、居住費と食費を除く、介護保険負担割合証の割合に応じた金額で利用が出来るものです。

〈サービスの概要〉

①入 浴

下記の日程で入浴を行っています。

- ・一般浴
 - ・中間浴（座位式）
 - ・特別浴（寝台式）
- } 週2回以上

②排 泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③機能訓練

- ・ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための、主に生活動作を通じて機能維持に努めます。

④健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑤送 迎

- ・希望の方には入所時、退所時に送迎を行います。（送迎時間は決まっています。）
- ・日曜日と年末年始の送迎は原則出来ません。入退所は可能です。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・口腔清潔を保つため夕食後に歯磨き、うがいの援助をします。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

〈サービス利用料金（1日あたり）〉（契約書第9条参照）

＜サービス利用料金については、別紙料金表をご覧ください。＞

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①食 事

当施設では、管理栄養士により栄養並びにご利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した上で献立表を立て、食事を提供します。

ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間） 朝食- 7：00～ 昼食- 12：00～ 夕食- 18：00～

但し、ご利用者の身体状態やご希望等により前後する場合があります。

②理美容サービス

月に1回、理美容師の出張による理美容サービスをご利用いただけます。

利用料金：実費相当

③売店のご利用

毎週、定期的に施設内で開店します。

利用料金：要した費用の実費

※ 定時あるいは健康管理上必要と認められる飲食物以外にご利用者の希望により購入された飲食物についても実費負担となります。

④クラブ活動

あすなろ園では、硬筆（書道）、茶話、手芸創作などのクラブ活動に参加できます。

利用料金：材料代等の実費

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

例) ラジオ、小やかん、寝のみ、衣服、バスタオルなど

※ おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

※ 通常の実施地域を越えての送迎が必要な場合は、実費分を次のように定めます。

7km～8km圏内…片道50円 8km～9km圏内…片道60円

9km以上の場合は、上記より1km増える毎に10円を加算させていただきます。

(3) 利用料金のお支払方法（契約書第9条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、原則口座振替によりお支払いいただきます。一か月の利用料をまとめて請求書を発行し、確実にお支払いの出来る口座を登録いただき、振替日までに口座に支払額をご用意ください。なお特別の事情により口座振替による支払が出来ない場合は現金による支払いも可能です。

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第10条参照）

- 利用予定期間の間に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前までに事業者へ申し出て下さい。
- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。
- ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、すでに実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 緊急時の対応について

サービス提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急の事態が生じたときは、速やかに主治医或いは協力医療機関に連絡し適切な措置を講じることとします。

従業者は、緊急時に備え日常から利用者の状態の把握と緊急時の対応方法などの学習及び講習を行います。

6. 苦情の受付について（契約書第 24 条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔園 長〕 中塚裕之

〔ショートステイ担当〕 相談員

○受付時間 毎週月曜日～土曜日

9：00～17：00

又、苦情受け付けボックスを玄関に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付期間

倉敷市 介護保険課	岡山県倉敷市西中新田 640 TEL 086- 426- 3343
国民健康保険団体連合会	岡山県岡山市北区桑田町 17 番 5 号 TEL 086- 223- 8876
岡山県社会福祉協議会	岡山県岡山市北区南方 2-13-1 きらめきプラザ内 TEL 086- 226- 3507

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

あすなろ園ショートステイサービス

説明者職名_____ 氏 名_____ ㊞

私は本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービス又は介護予防短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

本人（契約者）氏 名_____ ㊞

代筆（保証人）住 所_____

氏 名_____ ㊞